

令和6年度第1回文京区交通安全協議会 議事録

日 時：令和6年8月22日（木）午後2時より
場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室
出席者：

【委員】

文京区長	成澤 廣修
文京区土木部長	小野 光幸
文京区議会副議長	白石 英行
文京区議会建設委員会委員長	名取 颯一
文京区議会文教委員会委員長	浅川 のぼる
文京区教育委員会教育長	丹羽 恵玲奈
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長	本田 卓
（国土交通省関東地方整備局東京国道事務所建設専門官	菊池 信久 代理出席）
東京都第六建設事務所所長	園尾 学
警視庁富坂警察署長	金子 賢司
警視庁大塚警察署長	池田 彩
警視庁本富士警察署長	蛭坂 隆
警視庁駒込警察署長	大島 栄
東京消防庁小石川消防署長	三村 達也
東京消防庁本郷消防署長	山口 至孝
（東京消防庁本郷消防署副署長 小船 浩司 代理出席）	
富坂交通安全協会会長	青柳 保之
大塚交通安全協会会長	酒巻 雷太
（大塚交通安全協会副会長 徳永 孝継 代理出席）	
本富士交通安全協会会長	加藤 高身
駒込交通安全協会会長	鳥山 金一郎
文京区町会連合会会長	諸留 和夫
文京区商店街連合会会長	上本 邦雄
文京区立小学校校長会代表	松本 竜太郎（欠席）
文京区立中学校校長会代表	神山 洋之
文京区立小学校PTA連合会代表	坏 洸紀
文京区立中学校PTA連合会代表	福田 卓矢
文京区私立幼稚園連合会会長	佐藤 良文
（文京区立私立幼稚園連合会 益田 薫子 代理出席）	
文京区女性団体連絡会会長	千代 和子
文京区高齢者クラブ連合会代表	小林 一夫
文京区民生・児童委員協議会代表	中嶋 博

【幹事】

文京区企画政策部広報課長	日比谷 光輝
文京区総務部総務課長	武藤 充輝
文京区区民部区民課長	榎戸 研

文京区アカデミー推進部アカデミー推進課長	川崎 慎一郎
文京区福祉部高齢福祉課長	瀬尾 かおり
(文京区福祉部高齢福祉課高齢者相談係長 有賀 俊 代理出席)	
文京区福祉部障害福祉課障害福祉課長	永尾 真一 (欠席)
文京区土木部管理課長	橋本 淳一
文京区土木部道路課長	村岡 健市
文京区土木部みどり公園課長	村田 博章
文京区資源環境部環境政策課長	橋本 万多良
文京区教育委員会教育推進部教育総務課長	熱田 直道
文京区教育委員会教育推進部教育指導課長	山岸 健
文京区教育委員会教育推進部児童青少年課長	鈴木 大助
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所建設専門官	菊池 信久
東京都第六建設事務所管理課長	丸 友文
警視庁富坂警察署交通課長	口脇 之信
警視庁大塚警察署交通課長	永吉 申二
警視庁本富士警察署交通課長	渡邊 順一郎
(警視庁本富士警察署交通課長代理 林 信一郎 代理出席)	
警視庁駒込警察署交通課長	三浦 秀一郎
東京消防庁小石川消防署警防課長	出口 雅一
東京消防庁本郷消防署警防課長	岡崎 信吾

会議次第：

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 令和6年上半期文京区内交通事故発生状況 (資料第1号)
 - (2) 令和6年春の文京区交通安全運動の実施結果概要 (資料第2号)
- 3 審議事項
 - 令和6年秋の文京区交通安全運動の実施について (資料第3号)
- 4 閉会

配付資料：

令和6年度第1回文京区交通安全協議会資料 一式

- ① 会議次第
- ② 資料第1号 令和6年上半期文京区内交通事故発生状況
- ③ 資料第2号 令和6年春の文京区交通安全運動の実施結果概要
- ④ 資料第3-1号 令和6年秋の文京区交通安全運動の実施について
- ⑤ 資料第3-2号 令和6年秋の文京区交通安全運動実施要領
- ⑥ 参考資料 文京区交通安全区民のつどいチラシ
- ⑦ 文京区交通安全協議会規約
- ⑧ 文京区交通安全協議会委員名簿
- ⑨ 文京区交通安全協議会幹事名簿
- ⑩ 席次表

議事要旨

1. 開会

管理課長により開会

2. 議題

成澤会長（文京区長）より挨拶

（成澤会長（文京区長））

本日は、ご多用のところ文京区交通安全協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

区内における年間の交通事故死傷者数ですけれども、昨年の令和5年は505人と、前年に比べまして21人増加、今年令和6年の上半期は263人で、昨年の上半期より54人増加し、増加傾向にあります。

一方、駒込警察署管内では、交通死亡事故ゼロを連続9年間達成いただきまして、本日、駒込交通安全協会に感謝状を贈呈させていただいたところでございます。鳥山会長、長年にわたるご尽力に感謝申し上げたいと存じます。大島署長も本当にありがとうございます。

また、引き続き8年間にチャレンジをしているのが大塚警察署ということで、間もなく達成をするところでございます。

本日は、上半期の交通事故状況及び春の交通安全運動の実施結果を報告し、秋の交通安全運動の実施内容についてご審議をいただくこととなっております。道交法の改正により本年11月からは、自転車の酒気帯及び走行中に携帯電話を手で持って通話したり、画像を見たりするものなどについて、罰則つきで違反となります。また、今後、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符の適用が予定をされております。

交通安全に関する環境が変化する中で、区民一人一人の交通安全意識を向上させ、安全で安心な地域社会を目指すため、本区の交通安全対策に一層のお力添えをお願いして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（1）報告事項 令和6年上半期文京区内交通事故発生状況（資料第1号）

・事務局より資料第1号の説明

【質疑】

【浅川委員（文京区議会文教委員会委員長）】

2ページのところの、残念ながらこの自転車等乗車中の事故原因のところの、酒酔い運転というのが、本年、1件あったということですが、これについて青切符とかの話も出ておりますけれども、この時点でどのような対処されたのかということと、今後の酒酔い運転だけではなくて、自転車の様々な、少しマナーの悪い運転ですとか、ルールを守らないとか、そういうのに対して、おそらく青切符が切られるということになるとしたときの、その取締りの方向性などを教えていただければありがたいです。

【永吉幹事（警視庁大塚警察署交通課長）】

今先ほど質疑がございました飲酒運転の関係でございます。これにつきましては、各種キャンペーン等を通じまして、自転車利用者、四輪も含めてですが、飲酒運転にかかるものについては、従来通り資料等を活用しながら、注意喚起をしているところでございます。

また一方で、飲食店の経営者等々にもご協力をいただきまして、資料等を活用し、飲酒後に自転車を利用して帰宅することがないように、注意喚起をして事故防止を図っているところです。

【浅川委員（文京区議会文教委員会委員長）】

見つかったのは1件かもしれないけども実際には意外と多いのかなというのもあって、しかもこれに電動キックボードで、酔っ払い運転をしている人が他の区で結構ニュースとかでも出ているので、しっかりと取締りをしていただきたいというのが1点ございます。

あと、過失なしというのは、これは車両がぶつかってきたとかそういう判断でよろしかったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

(事務局)

過失なしの具体的なケースということでございますけども、恐れ入ります、警察の方で、具体的な事例などを、おわかりでしたらご説明いただけますでしょうか。

【永吉幹事（警視庁大塚警察署交通課長）】

この歩行者の過失なしだけをとらえて話すとなかなか難しいところあるのですけれども、ただ具体的な例ということで言うのであれば、通り上で通常に歩行している中で、自転車等が後から当たってきた、接触してきたとかというものが考えられるのではないかとこのように思います。

【千代委員（文京区女性団体連絡会会長）】

酒酔い運転は、時間帯は何時ごろで、例えば青切符を切るっていうときに、お巡りさんがいらっしゃる時間帯とかっていうのは、例えば、夜だったら夜に青切符を切るとか、昼間だったらそういうのはないから立っていないとか、そういうところはどうかご予定でいらっしゃいますでしょうか。

(成澤会長（文京区長）)

この具体的な1件については、わかりますか。どこのことなのかとか、分からなければ、今後の方針で結構だと思います。

個別の事例について議論する場所ではありませんから、今後の青切符の運用方針ってことでよろしいですかね。11月以降、どのような方針なのかということは、本庁等の指示はこれからののかもしれません、その辺のことをご説明いただければ。

【永吉幹事（警視庁大塚警察署交通課長）】

すみません、手元に資料がないのでお答えできないところなのですが、一方で、今ご質問がありました飲酒運転に係る取締りにつきましては、時間帯を設けて、要は区分するということですね、なかなか計画上難しいところがあると思います。

夜間帯に飲酒をする、例えば18時から20時、もしくは、深夜帯にかけて飲酒をすることが多い時間帯の以降に、通常の勤務を通じて、検問等、飲酒運転の撲滅を図っているところでございます。

【千代委員（文京区女性団体連絡会会長）】

11月から青切符が始まるわけですか。今もう8月の終わりなのですが、その後予定しているのが、少し知りたいと思ったのですけれども。

(事務局)

道路交通法の改正に関して、11月からといいますのが、飲酒運転等の罰則を設けるということでして、青切符はまた別のスケジュールで動いているものとなります。

飲酒運転についてどう対処していくかっていうことは、先ほどご説明いただいたところでありますけども、具体的に文京区としてどうやっていくかというところは、これからの審議事項として、この後ご審議いただく取り組みの中に、内容として、後程ご説明させていただきますので、それも含めてご審議いただければと思っております。

(成澤会長（文京区長）)

改正法が施行されるのが11月で、青切符を実際に運用開始するのは別のタイミングですね。それは時期が決まっているのですかね。

【永吉幹事（警視庁大塚警察署交通課長）】

青切符の適用の話と飲酒運転の話はちょっと違うところがあるので、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

11月からといいますのが、自転車の酒気帯び運転ですとか、スマホを見ながら運転するといったことに対する厳しい罰、罰則付きの違反ということになります。青切符は、比較的軽微な違反についての法改正が終わってるのですが、施行の期日をいつにするかというところがまだ決まっておきませんので、今後に向けてスケジュールが決まっていくという流れになります。

(2) 報告事項 令和5年春の文京区交通安全運動の実施結果概要(資料第2号)

・事務局より資料第2号の説明

【質疑】

【浅川委員(文京区議会文教委員会委員長)】

まずお礼といいますか、この1ページの一番下のところ、交通安全施設の改善整備です。交通安全として、車とか自転車だけじゃなくて道路の整備とかも、非常に安全性が高まるようなことをしていただいたということで、一つは道路工事をやったときの歩道の段差ですね、子どもたちが朝、学校に登校するときに、ちょっとした段差につまずいて転んだことがあり、それをすぐに区に言いましたらボラードを立ててくださって、それから転ばなくなったと。本当にちょっとしたことなのですが、そこでつまずいて転んで、もし車が来たらと思うと、本当にすぐに対応していただいていたなと。これも交通事故の一つの防ぎ方というのですかね。

あともう一つが、雨で水たまりがあって、これは国道だったのですが、もうとにかく横断歩道が3分の1、60センチぐらいしか渡れない、あとはみんな水浸しになっていて、それをやはり国交省さんの方で直していただいて、それ、結構時間がかかったのですが、やはりそういうところで、もし、道路が狭まって歩くところが交互通行で1人ずつしか行けなくなったら、こんなに横断歩道がわかりにくくなるっていうのも、1年ぐらいかかったのですが、それでもやっていただいたら、今、皆さんすごく安全に渡れるっていうことで、そういうことも、お礼を言わなければいけないなと思いました。

それで、質問の方なのですが、駅前の、やはり歩道のところが、放置自転車の撤去によってすごく歩きやすくなったのですね。これ本当にありがたいなというふうに思ってます。

ところが、ちょっと小耳に挟んだ内容なのですが、文京区は、バイクは取り締まらないんだよっていうことを言ってる方がいたのですね。本当は駅前とかに置いてもらっては困るのですが、ここに置いとけば大丈夫だとか言う人もいるらしくて、実際にその噂っていうのは本当なのかどうか、確認させていただければと思ったのですがよろしいでしょうか。

(事務局)

放置禁止区域において撤去する対象としては自転車、それから原付ということを対象としておりまして、実績としては、ほぼすべてが自転車というところになります。

ただ決して撤去しないということではなく、対象としてはとらえておりますので、そういったもし個別のお話でありましたら、ご相談いただき、対応については検討していきたいと考えております。いずれにしても放置禁止区域に置かないということは、今後も徹底して進めていきたいと考えております。

【浅川委員(文京区議会文教委員会委員長)】

質問したのはこの表のところの、自転車80に対してバイク2って、これやっぱり噂通りなのかなって思ってしまったのですね。特に歩道に乗っているとあんまり、駐車違反のシール貼り貼られてないなっていうのも感じたのですが、その辺りは、今後、危なくないように取り締まっていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

少し補足をさせていただきますと、こちらの資料③の放置自転車バイク対策のところの実績でございますけれども、こちらの区で設定した放置禁止区域以外での交通安全運動期間中の取り組みということになりますので、ここで0となっているところと、放置禁止区域での取り組みとはまた異なるものだというのを付け加えさせていただきます。

(3) 審議事項 令和6年秋の文京区交通安全運動の実施について(資料第3号)

・事務局より資料第3号の説明

【質疑】

【千代委員(文京区女性団体連絡会会長)】

2ページにあります高齢者運転の交通事故防止対策のところ、免許証の自主返納が出てますけれども、例えばそのところで、地方でしたら、タクシー券を差し上げるとかそういうのがあるのですが、区としてはどんなお考えがございますでしょうか。

(事務局)

文京区として、今回の交通安全運動の期間に、具体的に行うことは現時点ではまだ決まっていないのですが、関係機関から、この機会にやってみませんかというご提案をいただいているところがございます。これにつきましては、決まり次第何らかの形で区民の方に向けてお知らせしていきたいというふうに考えております。

【名取委員(文京区議会建設委員会委員長)】

先日、町会連合会の意見交換会で、意見が出てくるのですが、自転車のルールを守らない人が多いとか、様々な課題が出されました。こうした運動をしっかりやられているのは十分承知してはいるのですが、それでも新しい交通手段もたくさん出てきてますよね。電動キックボードとか様々なそれぞれのルールが微妙に違うじゃないですか。

ヘルメットを着用しなくてもいいものがあったりと、その辺りを区民に周知する方法とか、あとはルールの徹底とあって、交通安全教室とかをやっていただいて、こういうところに出てきてくれる方、そういう意識の高い方は当然守ってくれると思うのですが、ここに出てこない、自転車は自分の思い通りに運転していいんだ、みたいな感覚で運転してる人がまだまだたくさんいるという現実を見てですね、この辺りをどういうふうに、それは区だけでなく警察も含めてですけども、どういうイメージでこれから取り組んでいくのかということ、先日の質問でもいただいたところなんです。

ぜひこういう機会ですので、それぞれの意見をちょっと聞いておきたいというふうに思いますので、もし答弁ありましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

自転車ですとか、新しいマイクロモビリティのルールについて、それを運転する方が正しく知った上で、利用するということが非常に大事なこととなっております。

区内でも、交通安全運動の期間には、春の交通安全運動のときに大塚警察署がイベントを通じて、若い方に向けて周知するという取り組みを行っておりますし、また先日、富坂警察署でも、区内の専門学校に出向いていきまして、正しい利用についての講習会を実施しているところでございます。

一般の方に関しましては、警察の方で取締りを強化しているというふうに聞いておりますので、そういった機会をとらえて正しい利用の仕方を理解していただくということが1つの方法かと思っております。また多くの方が集まるような場所で、何らかの方法で、正しい乗り方、利用の仕方を周知するということも必要というふうには考えておりますので、その具体的な方策については、また引き続き、警察ほか関係

機関とご相談しながら、検討していきたいと考えております。

【千代委員（文京区女性団体連絡会会長）】

最初にお伺いした青切符というのがすごくインパクトがあったので、ずっと残ってるんですけど、なんか青切符でずっといくのかなと思って、もしそこが赤切符だったら、すごくインパクトがあって注意されてるんだなってイメージがあるのですが、青切符だと何となく安全なような気がして、そういうところはずっと青切符でいくのでしょうか。

（事務局）

酒気帯びというようなことに関しては、これは厳しく臨む必要があるということから法制度としては、青切符ではなく、罰則ということで整理しております。決して軽微なことではないと、そういうことを前提に、交通安全運動に進めていきたいというふうに考えております。

（成澤会長（文京区長））

令和6年秋の文京交通安全運動の実施について、及び実施要領については、原案の通り決定することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それぞれの団体におかれましては、交通安全運動の実施にあたり、ご協力をお願いいたします。

以上で議事は終了でございますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から情報提供ございましたら、ここでお願いいたします。

（事務局）

お知らせが1点ございます。

何度か申し上げましたように9月22日には、シビックホール小ホールで交通安全区民のつどいを開催させていただきます。松平健さんや警視庁音楽隊が出演するイベントとなっております。おかげさまで、今現在多くの方にお申し込みをいただいておりますが、8月30日まで一般の方のお申し込みを受け付けておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、次回の交通安全協議会でございますが、来年3月を予定しておりますので、引き続きご協力賜りますようお願いいたします。

（成澤会長（文京区長））

それではこれもちまして、令和6年度第1回文京区交通安全協議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

3. 閉会

成澤会長により閉会